改正後	改正前
【代表者の役職氏名】 【主たる事務所の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】　名称 （所在地） ［１～４　略］ （記載上の注意） ⑴　［略］ ⑵　主要な経営指標等の推移 組合等（第六号の五様式「記載上の注意」⑴ｆに規定する組合等をいう。⑷ａにおいて同じ。）の直近３中間会計期間（事業年度開始日から起算して６月を経過する日までの期間をいう。⑴、㈿及び⑭において同じ。）及び直近２事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 ［(a)～(k)　略］ ⑴　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（㈿及び⑿において「中間財務諸表等規則」という。）第36条の２の５において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。） ㈿　自己資本利益率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純利益金額を当該中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の２の５において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純利益金額を当該事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。） ［(3)～(14)　略］	【代表者の役職氏名】 【主たる事務所の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】　名称 （所在地） ［１～４　同左］ （記載上の注意） ⑴　［同左］ ⑵　主要な経営指標等の推移 組合等（第六号の五様式「記載上の注意」⑴ｆに規定する組合等をいう。⑷ａにおいて同じ。）の直近３中間会計期間（事業年度開始日から起算して６月を経過する日までの期間をいう。⑴、㈿及び⑭において同じ。）及び直近２事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 ［(a)～(k)　同左］ ⑴　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（㈿及び⑿において「中間財務諸表等規則」という。）第36条の２の４の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。） ㈿　自己資本利益率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純利益金額を当該中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の２の４の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純利益金額を当該事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。） ［(3)～(14)　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（保険業法施行規則の一部改正）

第十五条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一編　［略］ 第二編　保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者 第一章　［略］ 第一章の二　［略］	目次 第一編　［同上］ 第二編　［同上］ 第一章　［同上］ 第一章の二　［同上］